

丸亀市告示第 1102 号

次のとおり制限付き一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号。以下「規則」という。）第 7 条及び丸亀市制限付き一般競争入札事務取扱規程（平成 17 年訓令第 45 号。以下「規程」という。）第 3 条の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 9 日

丸亀市長 松 永 恭 二

個別項目

1	工事名	丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事
2	工事場所	丸亀市飯山町川原地内
3	工事種別	建築一式工事
4	工事概要	構造・規模 鉄骨造平屋建て 建築面積 1,004.08 m <sup>2</sup> 延床面積 996.34 m <sup>3</sup> 主要諸室 多目的室、軽運動室、講座室、調理実習室、交流スペース 和室、多目的便所、男子・女子便所 ・屋外整備工事 上記工事に係る建築工事一式
5	工期	契約締結日から令和 7 年 6 月 13 日まで
6	予定価格	357,907,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
7	落札者の決定方法	①落札者の決定方法については、総合評価落札方式（簡易型 B 型タイプ）により落札者を決定する（詳細は本市ホームページの入札・契約内の「総合評価方式の手引き」及び工事ごとに別途添付する資料を参照のこと）。 ②この入札について、低入札価格調査制度による低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準（失格基準）を設ける（詳細は本市ホームページの入札・契約内）。 ③予定価格の制限の範囲内をもって入札をした者のうち、総合評価落札方式により最も評価値の高い者を落札者とする。ただし、低入札価格調査基準価格に満たない金額で入札を行った場合は、低入札価格調査を実施し、契約内容に適合した履行がされると判断された場合に落札者とする。なお、数値的判断基準（失格基準）に満たない金額で入札をした者については、失格とする。 ④低入札価格調査基準価格は入札後に公表する。 ⑤本工事(A)の落札者は、B、C及びDの落札者とはなれないものとする。

		<p>⑥重複応募は可とする。</p> <p><u>※個別項目 7 で示す①、②、③、④は下記のとおりとする。</u></p> <p>①丸亀市告示第 1102 号 「丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事」</p> <p>②丸亀市告示第 1103 号 「城西ポンプ場長寿命化工事その 5」</p> <p>③令和 6 年 5 月告示予定（令和 6 年 6 月開札予定） 「丸亀市飯山北コミュニティセンター改築に伴う機械設備工事」</p> <p>④令和 6 年 5 月告示予定（令和 6 年 6 月開札予定） 「丸亀市飯山北コミュニティセンター改築に伴う電気設備工事」</p>
8	支払条件	<p>①前払金 ※請負代金の 10 分の 4 以内とする。（10 万円未満の端数は切捨てるものとする。）</p> <p>②中間前払金（市建設工事の中間前払金に関する取扱要領の要件に該当する場合に限る。）</p> <p>③完成払</p> <p>なお、①から②については、必要であれば、市へ請求することができる。</p>
9	入札参加資格	<p>単体企業で、共通項目で示す入札参加資格要件のほか、次の①から④に掲げる要件を全て満たすもの。</p>
	①格付等	<p>下記の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 丸亀市の令和 6 年度建設工事指名競争入札参加資格者名簿に登載され、かつ丸亀市建設工事指名競争入札参加者資格基準第 3 条の等級別格付けで建築一式工事の A 等級の格付けを受けている者。</p> <p>(2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けている者。</p>
	②地域要件	<p>丸亀市内に法第 3 条第 1 項に規定する営業所（主たる営業所（本社・本店）に限る。）を有すること。</p> <p>※営業所としての実態がないと市が判断した場合は、「制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所認定基準（丸亀市のホームページでご確認ください。）」に基づき、入札に参加できないものとする。</p>
	③施工実績	<p>下記の要件を全て満たす工事の元請業者（共同企業体の場合は、出資比率が 20%以上の構成員に限る。）としての施工実績があること。</p> <p>(1) 平成 21 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、入札参加確認申請書の提出までに引渡し完了した工事であること。</p> <p>(2) 地上部の構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（軽量鉄骨造は除く）で、一棟の延べ床面積が 300 ㎡以上の建築物（主要用途が工場、倉庫、駐車場その他これに類する建築物を除く。以下同じ。）に係る建築一式工事（新築、増築、改築工事</p>

		に限る。以下同じ。) であること。 (注) 共同企業体の構成員については、その出資比率を施工実績に乗じた規模の工事を施工したものとみなす。
	④技術者の配置	下記の要件を全て満たす技術者（入札日において当該入札参加者と3か月以上の直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置することができること。 (1) ③に掲げる施工実績と同等以上の工事の元請業者（共同企業体の構成員である場合を含む。）の監理技術者、主任技術者、担当技術者又は現場代理人（建築一式工事に係るものに限る。）としての施工経験がある者。 (2) 工期（工期の終期は工事完了年月日とする。）の2分の1以上従事していること。 (3) 法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。）及び監理技術者講習修了証を有する者。
10	入札参加申請	
	①申請書類	(1) 入札参加資格確認申請書（規程様式第1号）（以下「申請書」という。） (2) 入札参加資格確認資料（規程様式第2号及び第3号）（以下「資料」という。） (3) 申請書及び資料に添付を求めている書類
	②申請方法	<u>原則として、かがわ電子入札システムにより提出すること。</u> <u>((3)申請書及び資料に添付を求めている書類のみ、共通項目2に記載する場所へ事前に連絡の上、紙で提出することもできる。)</u> ただし、丸亀市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）の11の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、(1)から(3)を全て紙により提出することができる。なお、 <u>この場合、運用基準に該当するかどうかの審査を行うので、入札参加申請締切り（令和6年4月16日）までに余裕を持って、共通項目2に記載する場所まで連絡すること。</u> ※なお、下記③の期間内に、(1)から(3)の全ての書類が提出されない場合、申請は受け付けることはできない。
	③受付期間	令和6年4月9日から令和6年4月16日まで（かがわ電子入札システム稼働時間中。ただし、最終日は午後3時まで）とする。
11	入札参加資格の決定	令和6年4月19日までに、かがわ電子入札システムにより通知する。 ただし、運用基準の11の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、規程様式第4号入札参加資格確認通知書をもって通知する。
12	入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明	

	入札参加資格が認められなかった者は、その理由について市長に対して、説明を求めることができる。
①方法	<u>かがわ電子入札システムにより提出</u> すること。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。
②期限	令和 6 年 4 月 22 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1。）
③回答	令和 6 年 4 月 24 日までにかがわ電子入札システムにより通知する。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者に対しては、書面で通知する。
13	設計図書の閲覧
①期間	令和 6 年 4 月 9 日から令和 6 年 5 月 14 日まで
②場所	○ <u>かがわ電子入札システム 入札情報サービス</u> <a href="https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/">https://dennyu.pref.kagawa.lg.jp/PPI_P/</a>
14	質疑
①方法	<u>かがわ電子入札システムにより提出</u> すること。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた事業者にあつては、持参により提出することができる。
②期限	令和 6 年 4 月 26 日まで（17 時 15 分までのかがわ電子入札システム稼動時間中。持参の場合は注 1。）
③回答閲覧期間	令和 6 年 5 月 7 日から令和 6 年 5 月 14 日まで、かがわ電子入札システム（かがわ電子入札システム稼動時間中）において閲覧に供する。 ただし、紙入札事業者にあつては、丸亀市役所 4 階庶務課（注 1）において閲覧できるものとする。
15	現場説明会
	実施しない。
16	入札
	<u>かがわ電子入札システムで行う</u> 。 ただし、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者にあつては、持参により提出することができる。この場合は、個別項目 16①に記載する日時及び個別項目 17②に記載する場所に持参すること。
①期間	令和 6 年 5 月 13 日 8 時から令和 6 年 5 月 14 日 17 時までのかがわ電子入札システム稼動時間中とする。
17	開札
	<u>かがわ電子入札システムで行う</u> 。 なお、運用基準の 11 の規定に基づき、市が紙入札を認めた入札者がある場合は、先に紙の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから電子入札システムによる入札書の開札を行う。
①日時	令和 6 年 5 月 16 日 9 時以降告示番号順に行う。

	②場所	丸亀市役所 4階庶務課
18	契約の締結	当該入札に付する工事に係る請負契約の締結については、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年条例第 52 号)第 2 条の規定により、丸亀市議会の議決が必要である。なお議決の時期は令和 6 年 6 月定例会を予定とする。
19	その他	本工事は令和 5 年度補正係数による 4 週 8 休を前提に経費の補正を行っており、通期において 4 週 8 休の現場閉所率を達成できなければ、実績に応じて減額補正を行う。

(注 1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。なお、受付時間は、8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。